

ローンカード規定

(しんきんきやつする500)

(カードの発行)

第1条 佐原信用金庫（以下「金庫」という）は「カードローン契約規定」（以下「契約規定」という）に定められた取引に使用するカードローンカード（以下「カード」という）を発行し本人に貸与するものとします。

(カードの利用)

第2条 カードは、次の取引を行う場合に利用することができます。

- ① 金庫または金庫と現金預入支払業務を提携した金融機関等（以下「預入支払業務提携先」という）に設置の現金自動支払機・現金自動預入支払機等（以下「自動機」という）を使用したカードローン借入金の入出金（以下「入出金」という）および残高照会
- ② 金庫と現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払業務提携先」という）に設置の自動機を使用したカードローン借入金の出金および残高照会

(手数料)

第3条 自動機を使用して入出金するときは、ご利用の都度所定の手数料を支払ってください。

2. 前項の手数料については、入出金時に自動的にカードローンにより貸越を行います。

なお、預入支払業務提携先または支払業務提携先（以下「提携先」という）には、金庫から支払います。

(カードローン借入金の出金)

第4条 自動機を使用して出金するときは、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を入力してください。この場合、支払請求書の提出は必要ありません。

2. 自動機による出金は、自動機の機種により金庫または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は、金庫または提携先所定の金額の範囲内とし、1日あたりの出金は金庫所定の金額の範囲内とします。なお、この場合、出金金額と前条の手数料金額との合計額が出金することのできる金額を超えるときは出金することができません。

(カードローン借入金の入金)

第5条 自動機を使用して入金するときは、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機カード（またはカードと通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。

2. 自動機による入金は、自動機の機種により金庫または預入支払業務提携先所定の金額単位とし、1回あたりの入金は金庫または預入支払業務提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

(自動機故障の取扱い)

第6条 停電、故障等により自動機による入出金ができないときは、窓口での営業時間内に

限り、金庫本支店の窓口でカードにより入出金することができます。

2. 前項により入出金する場合は、金庫所定の手続きに従ってください。

(カード・暗証番号の管理等)

第7条 カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによるカードローン借入金の出金停止の措置を講じます。この通知の前に生じた損害については、金庫は責任を負いません。

(届出事項の変更等)

第8条 カードの紛失、盗難、または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは金庫所定の手続きにより直ちに金庫に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、金庫は責任を負いません。

(カードの再発行)

第9条 カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(暗証番号の照合等)

第10条 自動機によりカードを確認し、自動機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認してカードローン借入金の出金をした場合には、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、金庫および提携先は責任を負いません。

2. 第6条第1項により金庫が窓口においてカードを確認し、所定の用紙に記入された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いした場合にも、前項と同様とします。

(自動機の操作等)

第11条 自動機の使用は所定の要領に従い正しく操作してください。

2. 自動機の使用に際し、金額、暗証番号等の誤操作により発生した損害については金庫は一切の責任を負いません。なお、提携先の自動機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

(カードの期限)

第12条 契約規定に定める金庫との約定によりカードローン契約が終了する場合には、その時からカードは無効となり以後一切使用できません。

(カードの返却・利用停止等)

第13条 カードローン契約の解約または終了ならびにカードの利用を取り止める場合は、カードを金庫に返却してください。

2. カードの改ざん、不正使用など金庫がカードの利用を不相当と認める場合には、その

利用をお断りすることがあります。この場合、金庫から請求があり次第、直ちにカードを金庫に返却してください。

3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、金庫の窓口において金庫所定の本人確認書類の提示を受け、金庫が本人であることを確認できた時に停止を解除します。

① 次条に定める規定に違反した場合

② 金庫が別途表示する一定の期間に入出金がない場合

③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると金庫が判断した場合

(譲渡、質入れ等の禁止)

第14条 カードの所有権は金庫に帰属するものとします。

2. カードは、譲渡、質入れ、貸与または他人に占有させることは一切できません。

(カード発行手数料)

第15条 カードの発行・再発行にあたっては金庫が定める(再)発行手数料をお支払いいただきます。

(規定の準用)

第16条 この規定に定めのない事項については、金庫の定める契約規定の各条項により取り扱います。

以 上